

北海道告示第 10446 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 1 月 27 日までに北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年 9 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

留萌ショッピングセンター

留萌市南町 4 丁目 73-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛 徹夫

東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号

なかせき商事株式会社 代表取締役 刀根 英二

稚内市中央 5 丁目 2 番 31 号

DCM ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(ア) 駐車場の位置

(変更前) 添付資料図-3(1)のとおり

(変更後) 添付資料図-3(2)のとおり

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 630 台

(変更後) 282 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 8 カ所

位置 添付資料図-3(1)のとおり

(変更後) 出入口の数 7 カ所

位置 添付資料図-3(2)のとおり

(4) 変更する年月日

上記ア及びイ 令和2年5月19日

(5) 変更する理由

上記ア及びイ 隔地駐車場の廃止及び敷地内駐車場の運用見直しのため

2 届出年月日

令和元年9月18日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年1月27日(金)から令和2年1月27日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、留萌市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は、留萌市へ問い合わせること。